



グローバル・ヘルス責任機関、オーストリア  
ディレクター、S. ベーレント博士

件名：WHO の IHR55 条 2 項に違反する WHO の声明についての公開書簡

宛先：世界保健機関（WHO）  
テドロス・アダノム・ゲブレイエス博士  
事務局長室  
アピア通り 20  
1211 ジュネーブ  
スイス

ザルツブルグ、2024 年 5 月 1 日

世界保健機関（WHO）事務局長、テドロス博士殿

私たちグローバル・ヘルス責任機関（Global Health Responsibility Agency）は、他の NGO、国会議員および個人とともに、国際社会にとって最も懸念すべき以下の問題を提起します：

### 市民社会は、法の支配を尊重する責任を訴えます

国際保健規則（IHR）第 55 条（2）に関する IHR 改正における手続違反に終止符を打つよう求める、市民社会および各国の国会議員から緊急のアピールが WHO 事務局宛に届き、注意を喚起されていることと思います。特に、2024 年 3 月 6 日付の我々の書簡と同様に、Bell 氏およびその他の複数の国から数千人の関係者が署名した、[www.openletter-who.com](http://www.openletter-who.com) での公開書簡を私たちは全面的に支持します。さらに 2024 年 4 月 16 日、オランダ王国議会は、第 77 回世界保健総会における IHR とパンデミック協定の採決延期を求める動議を賛成多数で可決しました。

これらの訴えに対し、IHR 改正プロセスに関するオンライン Q&A コーナーで、WHO は IHR 第 55 条 2 項を遵守しているとの声明を公に発表しました。：

*「第 55 条 2 項の要件を満たすため、2024 年 5 月 27 日に始まる第 77 回世界保健総会で IHR の改正案が審議に付される約 17 カ月前の 2022 年 11 月 16 日に、WHO 事務局はすべての改正案を回付した。」*

さらに事務局は、IHR 第 55 条 2 項の技術的要件を超えて満たしている、という次の様な主張を提出しています。すなわち、「WGIHR（国際保健規則の改正に関する作業部会）起草グループによって作成されたこれら（308）の改正案に対するすべての変更案を、WGIHR の各会合後に、196 の締約国すべてに通知することによって、IHR55 条 2 項の技術的要件を超えた」という主張です。

これらの欠陥に満ちた主張は却下されなければなりません。IHR 第 55 条(2)に則って、事務局長は、世界保健総会（WHA）が検討するための、採択の可能性がある IHR 改正案の**最終文書**を、その**4 カ月前**に伝達しなければなりません。これ以外の解釈は、IHR 第 55 条 2 項の目的および趣旨に反するものです。また、WHO 事務局自身が Q&A 以前に確立した IHR55 条 2 項の解釈にも反するものです。さらに、現在のプロセスでは、WHA の**手続規則（Rules of Procedure）が無視されています。**

### **IHR55 条 2 項の目的および趣旨（または「精神」）が無視されている**

他の多国間条約と同様、IHR は条約法に関するウィーン条約（VCLT）31 条 1 項に沿って解釈・適用されなければならないものです。そのためには、規定の目的および趣旨（「精神」）に照らして解釈する必要があります。IHR 第 55 条 2 項の目的および趣旨は、IHR のすべての締約国に、提案された改正案の国内法、制度、政治的および財政的な意味合い、ならびに国際法および地域人権法を含む国際法の下での国家の他の義務との適合性を徹底的に評価する十分な機会を与えることです。これには、それぞれの国が、公衆衛生法および政策の分野におけるさらなる権限を WHO、特に WHO 事務総長に移譲する意思があるかどうかについての、開かれた政治的議論と評価も含まれます。

現在議論されている IHR 改正草案では、このような移行が計画されており、例えば、第 1 条と第 2 条の改正草案では、公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）を宣言する権限の拡大が提案されています。IHR 第 15 条と第 16 条の改正案では、PHEIC の際に特定の保健製品の使用を勧告する権限を事務局長と緊急委員会に与えています。行政当局は、議会や他の当局と協議することを望むかもしれません。多くの国家主体では、国内憲法が議会の承認プロセスを義務付けることを規定している場合があります。

第 77 回 WHA において、IHR 改正案が新しいパンデミック条約の草案とともに採択するという WHO の計画を考えると、さらに複雑な要素が加わります。各国は、提案された IHR 改正案が、関連する国際条約の下で重複したり矛盾したりすることを避けるために、そしてそれらが国内レベルで法的、制度的、そして財政的分野で広範囲な影響を及ぼす場合、どのように相互作用するかを徹底的に評価しなければなりません。

このような評価を行うためには、IHR 締約国 196 カ国に、WHA の少なくとも 4 カ月前までに改正案の最終文書を提供されなければなりません。国内プロセスを通じて最終的でない文章を評価することは、時間と資源の浪費であり、IHR 第 55 条 2 項の目的および趣旨を損なうものです。（…）同様に、当初提案された 308 の修正案や、様々な段階において WGIHR で議論された修正案が、第 77 回 WHA で採決されるべき最終的なテキストであると示唆することは、不合理な結果を招きます。

さらに、EU 加盟国のように、多くの国が WGIHR の交渉に地域的な組織によって代表されていたり、地域的なグループや外交的なグループに依存していることも忘れてはなりません。WGIHR の交渉では、多くの低所得国の代表団には大きな資源的制約があります。（…）このような背景から、WHO の「すべての締約国が総会までの間、改正案について国内的、国際的に検討し、調整するための十分な時間を確

保する、というこの規定の趣旨は満たされている」という声明は、国家の主権的権利に対する侵害としか考えられません。

最後に、修正案の最終的な文章を評価するための 4 ヶ月という準備期間は、次のような点で特に重要です。すなわち、締約国が 10 カ月という非常に短い期間内に積極的に脱退を選択しない限り、自動的に発効するという事実に関してです。

### WHO 事務局の IHR 第 55 条 2 項の妥当な解釈が突然、都合よく無視されている

最近、WHO は IHR 第 55 条 2 項について独自の解釈を行ってきました。しかし、本来の 55(2)の解釈では、IHR の改正案の最終文書は、各 WHA の 4 カ月前に IHR の全締約国に配布されなければならないことになっています。その証拠に、2022 年 10 月当時、事務局はこの解釈を、WGIHR 内で交渉される IHR の 15 カ月にわたる改正プロセスとその結果に適用することを明確に意図していました。

まず、このことは 2022 年 10 月 23 日の WGIHR の職務権限から明らかになります。WGIHR は第 6 項で、2024 年 1 月までに次のことを行うよう命じています。

「WGIHR は、第 77 回世界保健総会での検討のため、第 55.2 条に従って最終改正案を事務総長に提出し、彼がすべての締約国に伝達する。」

つまり、WHA で検討されるべき最終的な文言での IHR 最終改正案のことです。

第二に、WHO 事務局は 2022 年 11 月の時点では、締約国が提案した 308 の改正案を IHR 第 55 条 2 項の権限の下で回覧する法的意図を持っていなかったという証拠があります。つまり WHO 事務局は、これらの修正案は WGIHR の交渉の出発点となるものであり、決定書 WHA75(9) para.2(c)に基づいてすべての締約国に回付されたものであり、したがって修正案の最終的な文章を構成するものではないことを認識していました。WHO 事務局は、308 もの改正案の公表に伴う締約国宛の通知において、この回付が WHA で審議される改正案の正式な最終文書であることを締約国に示していません。このような締約国への明示的な通知は、以前から事務局の管理慣行として確立していたものです。このことは、IHR 第 55 条 2 項に基づく事務局のその他の正式な通達、例えば 2022 年 1 月 20 日付の事務局長書簡（参考資料：C.L.2.2022）を見ても、そのことが分かります。

事務局は現在、IHR 第 55 条 2 項のこの解釈から脱却しているのでしょうか。そのような場合、その理由はなぜでしょうか？加盟国、すなわち IHR 締約国は、この問題を十分に認識していますか？

### 第 77 回 WHA 開幕の 4 カ月前になっても最終文書が入手できず、IHR55 条 2 項に違反

IHR 改正案の最終文書は、第 77 回 WHA 開始から 30 日を切った今日に至るまで入手できないため、事務局は IHR の全締約国に回覧されていません。このことは、IHR 第 55 条 2 項に基づく 4 カ月の期間要件に違反しています。

2022 年 11 月に最初に回付された 308 の改正案も、各 WGIHR 会合後に WGIHR 草案作成グループによって作成されたすべての変更案の回付も、2024 年 4 月 17 日に入手可能となった IHR 改正草案（A/WGIHR/8）も、改正の最終文書ではありません。むしろ、これらの文書は WGIHR 内で進行中の交渉プロセスの一部を構成するものであり、したがって常に変更される可能性があります。前述の WGIHR の職務権限に規定されているように、このプロセスは 2024 年 1 月に改正案の最終文書を提出

し、第 77 回 WHA に先立ってすべての締約国に回覧すべきでありました。WGIHR はそれを怠ったのです。

第 55(2)IHR は、4 ヶ月という要件に関する文言において明確です。IHR 第 55 条(2)の起草者の明確な意図によれば、この規定は、VCL40（ウィーン条約）条 2 項の一般規則との関係で、lex specialis（特別規定）です。

### **WHA 手続規則（Rules of Procedure）違反**

WGIHR も政府間交渉機関（INB）も、それぞれの文書の交渉を終えておらず、IHR 改正案も新しいパンデミック条約も、WHO 加盟国は最終版を入手できません。IHR 改正案と新パンデミック条約の採択期限を延期しないことは、WHA 手続規則に反する行為でもあります。WHA の招集者兼職権上の事務局長として、また WHO の責任ある公的責任者として、あなたは WHA 議事規則の尊重を保証しなければなりません。

規則 10 を遵守するためには、第一に、国連、その専門機関、各国政府に、新たなパンデミック条約と IHR 改正案の両方の確定文書について協議する機会を与えること、第二に、WHA に先立ち、そうした効果的な国際協議と意見提出のための合理的な期間を設けることが必要です。WHA 開幕まで 30 日を切り、パンデミック協定の最終文書と IHR 改正案の最終文言がない現状では、WHA 手続規則に規定されているような協議を行う合理的な時間はもはやありません。

さらに、これらの文書を WHO の各公用語に適時に翻訳し、すべての代表団が WHA での審議に平等に参加できるようにすることについても、現実的な問題が生じています。

### **第 77 回 WHA における IHR 改正案およびパンデミック条約の採択を行わないことを訴える**

以上を踏まえ、私たちは WHO 事務局およびテドロス博士に対し、IHR 第 55 条 2 項および WHA の手続規則を違反することをやめるよう求めます。第 77 回 WHA で IHR の改正案を採択する合法的な方法はもはやなく、また、（改正された）IHR の適用範囲と制度的枠組みが著しく重複する新たなパンデミック条約を採択することもできません。両文書の採択は、公正な意見表明と審議を可能にし、国際的な法の支配と、手続き上および結果の公平性を確保するため、延期されなければなりません。

第 77 回 WHA 開幕の 30 日前までに、まだ確定していない IHR 改正案と新条約の採択を延期するよう手配してください。国家の主権を尊重し、法的に定められた手続きに従うことは、あなた方の名誉ある義務であり、締約国や世界中の関係者の声に対する義務でもあります！

拝具

シルビア・ベーレント博士、グローバルヘルス責任機関ディレクター

訳者解説：Dr. Silvia Behrend は、オーストリアの国際法学者で、IHR の専門家であり、2020 年前までは WHO の外部コンサルタントでもありました。そのため、IHR および WHO の法的枠組みに関しては、世界で最も詳しい法律学者の一人です。（上條泉）